

- ◆ 令和4年度から開始したモニタリングについて、海洋放出直後は強化・拡充して実施し、風評影響の防止に努める。
- ◆ 強化・拡充の内容は、地元関係者の要望も踏まえた上で、専門家会議による議論を経て決定。
- ◆ 引き続きIAEAによる裏付け分析等を通じた信頼性の確保やモニタリングへの地元関係者の立会いなどを通じた透明性の確保を図る。

放出開始後の強化・拡充ポイント

<海水中のトリチウム>

- 新たに速報のための分析を、放出開始後当面の間11測点で週1回実施し、採取から1週間前後で速やかに結果を公表。
- 精密な分析についても、放出開始後当面の間3測点で月1回に頻度を増やして測定し、放出直後の濃度を正確に把握。
- 測点がまばらだった海域の測点を増加、密集していた測点を合理化し、効果的なモニタリングを実施。

<トリチウム以外の核種>

- 放出開始後当面の間、3測点で週1回スクリーニング分析を行い、万が一異常が確認されれば追加的な詳細分析を実施。



令和5年度モニタリング計画

海水

① トリチウムの精密分析

- ・ ごく低濃度を測定するため、2～3か月かけて精密な分析を実施。
- ・ 年4回を基本として測定。
- ・ 放出開始後当面の間は、3測点で追加的に月1回測定。
- ・ 放水口近傍の海水浴場6箇所でも測定。

② トリチウムの速報のための分析

- ・ 精度を多少緩和することにより期間を短縮した分析を実施。
- ・ 放出開始後当面の間、11測点で週1回測定。

③ トリチウム以外の分析

- ・ 念のためトリチウム以外の関連核種も年4回を基本として測定。
- ・ 放出開始後当面の間は、3測点で追加的に週1回測定。

水生生物

① 魚類

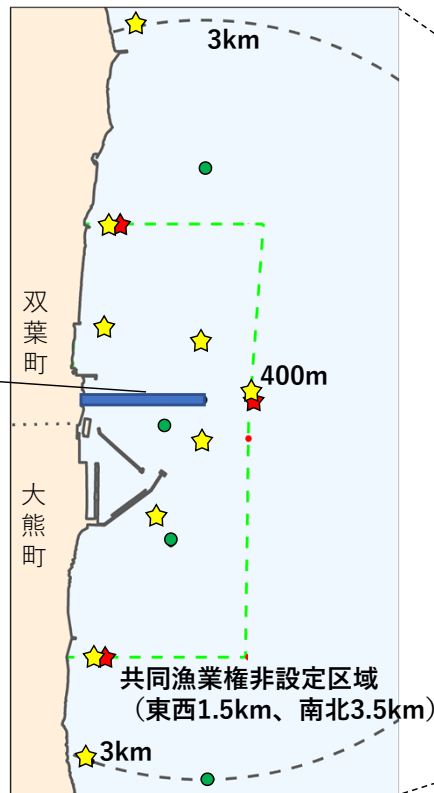
- ・ 通常漁業が行われる海域のうち最も放水口に近い3測点で採取した魚類を測定。
- ・ トリチウム及び炭素14を年4回測定。

② 海藻類

- ・ 放水口近傍の漁港2箇所採取した海藻類を測定。
- ・ ヨウ素129を年4回測定。

環境省及び原子力規制委員会が実施するALPS処理水に係る海域モニタリング

【拡大図（半径3km）】



放水のための
海底トンネル

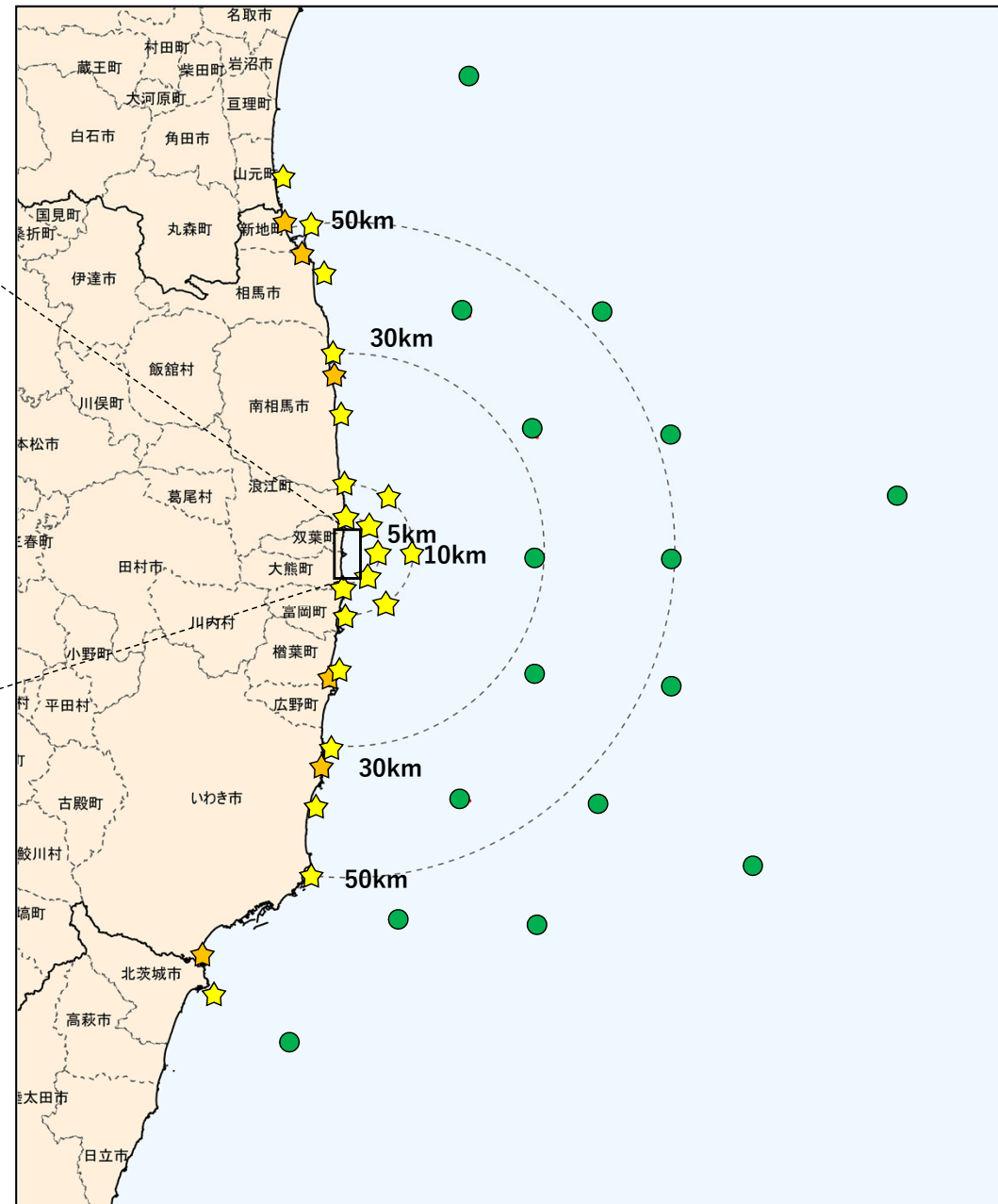
双葉町

大熊町

共同漁業権非設定区域
(東西1.5km、南北3.5km)

3km

【広域図】



< 凡例 >

【環境省実施】

- ★：海水中トリチウムの採取ポイント
- ★：主要7核種、その他関連核種の採取ポイント
- ★：海水浴場におけるトリチウムの採取ポイント

※トリチウムの速報のための分析は、★から11測点を選定して実施
(11測点はローテーションしながら実施)

※このほか、魚類（漁業権設定区域境界上）及び海藻類（請戸漁港、
富岡漁港）についてもモニタリングを実施

【原子力規制委員会実施】

- ：海水中トリチウムの採取ポイント

※総合モニタリング計画のうち環境省・原子力規制委員会分を記載